

民事訴訟記録の閲覧制度の問題点 (弁護士業務妨害対策委員会 東京三会連絡会より)

弁護士業務妨害対策委員会 委員長 近藤 弘 (54期) ●Hiroshi Kondo

1 民事訴訟記録の閲覧制度について

裁判の公開という憲法上の要請に伴い、民事訴訟法第91条第1項で何人も民事訴訟記録の閲覧を請求することが認められており、同法第92条第1項により閲覧制限の決定がなされない限り、何の制限もないままに全てを閲覧できるのが原則である(人事訴訟記録は人事訴訟法第35条で事実の調査にかかわる部分においておおむね同様)。また、閲覧制限の決定は限定的な運用がなされている。つまり、事件に何の利害関係もない第三者が、プライバシーや個人情報の塊である訴訟記録を、一切マスキングされないまま閲覧できる状態にあるのが現状である。

このような状況を悪用し、対象の弁護士が代理人を務める事件記録を閲覧し、その内容をインターネット上に公開することで当事者のプライバシーや名誉を侵害し、その結果当該弁護士の業務を妨害するというタイプの業務妨害が、近時目立つようになっている。このような業務妨害は、対象の弁護士が被害に遭うものであると同時にその依頼者たる当事者までもが被害を受けるものである。

その結果、民事訴訟の提起を躊躇させるといった事態を招きかねず、ひいては国民の憲法上の裁判を受ける権利をも侵害し得るものであって、断じて看過できない。

2 記録閲覧・謄写に関する 東京地方裁判所の運用

東京地裁においては、一般人の記録閲覧・謄写請求に対し本人確認を行っているものの、必ずしも顔写真付き身分証明書の提示を要求しておらず、また、身分証明書の写しをとっていない。このような運用は、訴訟記録の公開が不法行為を構成した場合における不法行為者の有力な特定手段がその本人確認書類で

あることを軽視しており、きわめて不十分であると言わざるを得ない。

そこで、東京三弁護士会の弁護士業務妨害対策委員会は、第一東京弁護士会を通じ、平成29年1月開催の司法協議会において、東京地裁に対し、①本人確認を顔写真付き身分証明書にて行うことおよびその写しをとって保管すること、②閲覧者に対し「本閲覧・謄写により得られた訴訟記録に関する情報をみだりに公開することはプライバシーの侵害であり、不法行為責任が生じる可能性がある」旨などを告知する書面を配布することなどを提案した。これらの提案は、記録閲覧に対する萎縮効果を理由に採用されなかったものの、これらの提案が記録閲覧を具体的に萎縮させるものではないことは明らかであり、また、閲覧制度の適切な運用を確保するものでもあるので、裁判所には引き続き運用の改善を求めている。

3 当連絡会として

訴訟記録の閲覧は裁判の公開に根拠を置く制度であってその重要性を疑うものではないものの、これにより弁護士への業務妨害とともに裁判での紛争解決を望んでいる一般人たる依頼者にまで被害が生じていることから、本稿にて会員の弁護士にも問題を提起した次第である。

4 情報提供のお願い

代理している事件の記録を第三者に閲覧されてその内容を公開されたなどの業務妨害にあった経験のある会員の方は、被害実態の把握のため、下記連絡先までご一報ください。ご協力のほどお願いいたします。 ㊦

連絡先：第二東京弁護士会
弁護士業務妨害対策委員会
TEL：03-3581-2250